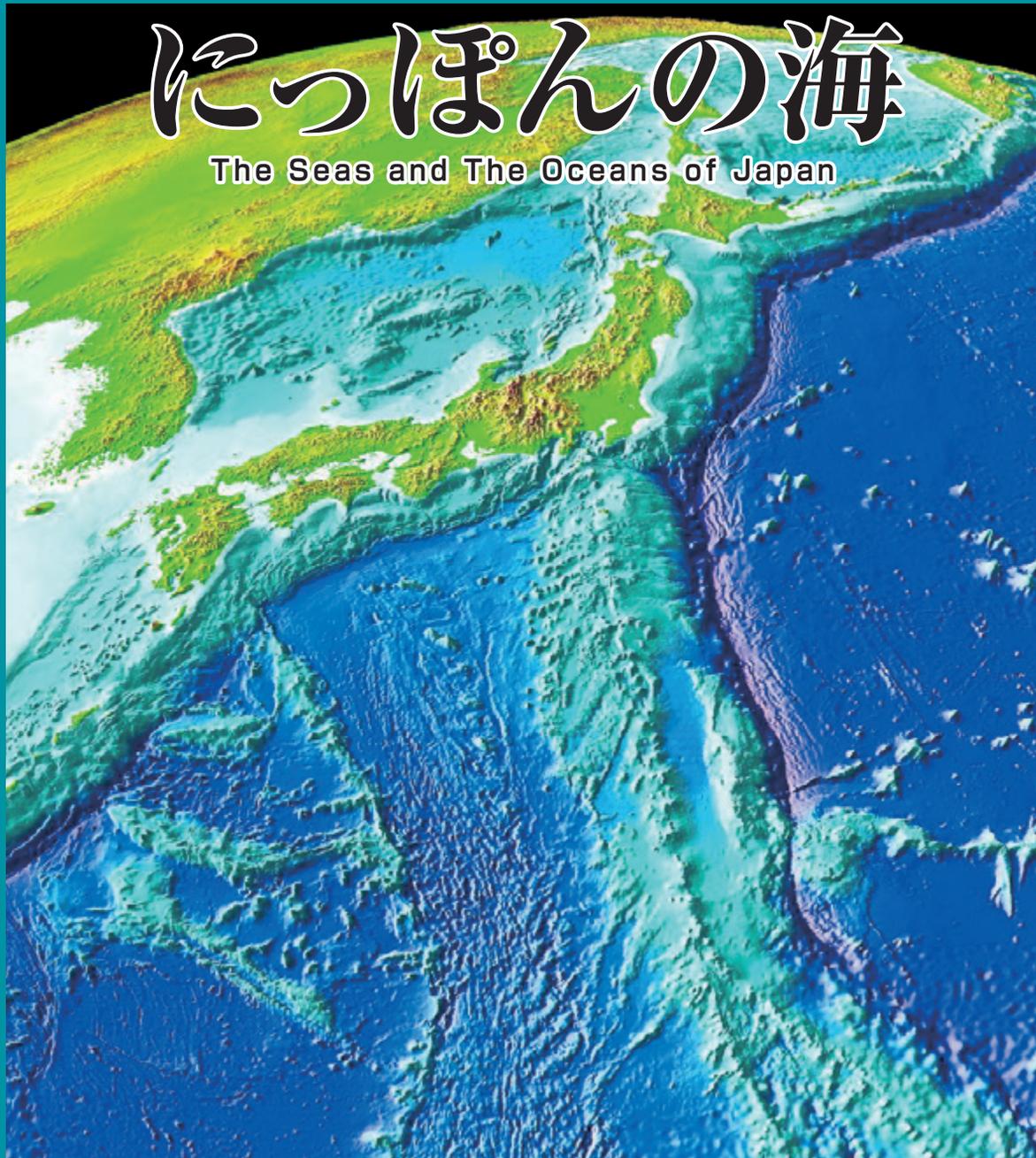


船の科学館 資料ガイド11

改訂新版

にっぽんの海

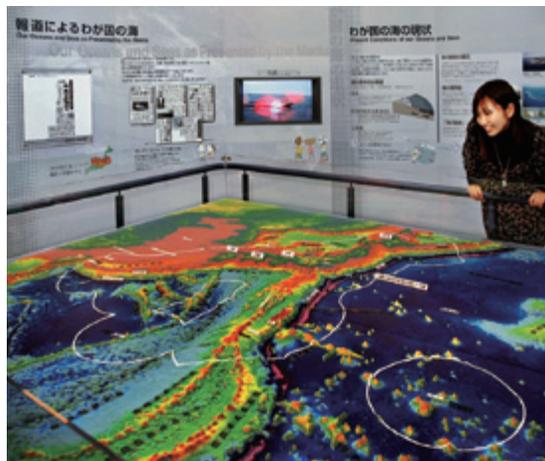
The Seas and The Oceans of Japan



「にっぽんの海」を知っていますか？

わが国は、周辺の他国と海を介して接しています。四方を海に囲まれ、古来「海に守られている」ことで領土の安全と海洋資源の確保ができていましたが、他国と隣接する島々の領有権、領海線の問題等について、わが国固有の領土であるにもかかわらず周辺国と見解の相違が生じている状況は、今日に至っても解決していません。

他国と比較してわが国では自国の領土や領海についての認知度はいまだに低く、また、将来を担う子どもたちが学習できる施設等も未整備で啓発がすすんでいない状況にあります。そこで、子どもたちから大人まで幅広い年齢層の方に「にっぽんの海」を理解していただき、今後、わが国の将来に重要となる海について「海を守る日本」への意識をもっていただけるよう、現状における日本の海の範囲を明示するとともに、海洋資源等についての主権的権利等が及ぶ範囲、対象となる海域内に位置する領土等を紹介します。



「にっぽんの海」コーナー

CONTENTS

「にっぽんの海」を知っていますか？	2	第2章 わが国の海が直面する問題	17
「にっぽんの海」Q & A	3	1. 東シナ海のガス油田	17
第1章 わが国の海の現状	6	2. 北方領土	19
1. 国の基本的な海域	6	3. 竹島	21
2. 海の範囲の画定	8	4. 尖閣諸島	23
3. 海の境界線	10	5. 海洋基本法	28
4. 「海洋国家」——日本	11	第3章 マラッカ・シンガポール海峡（通称マラッカ海峡）	
5. 用語解説	13	／ソマリア沖海賊対策	29
6. 国連海洋法条約による大陸棚の定義	14	船の科学館インフォメーション	31

「にっぽんの海」 Q&A

Q1 日本の海は、本当に広いの？

A ふつう日本の海というと、日本の領海^{えいかい}と排他的経済水域^{はいたてきけいすいいき}のことを指します。沿岸から200海里までの排他的経済水域（領海を除く）では、海底資源の開発や漁業の管轄^{かんかつ}等の経済的な権利が認められ、この面積と領海の面積をたすと約447万平方キロメートルにもなります。

※1海里=1.852km

Q2 日本の海は、どこからどこまで？

A 日本は、とても広い国です。北は択捉^{えとろふ}島、南は沖ノ島^{おきのとりしま}まで、約3,020キロメートル。東は南鳥島^{みなみとりしま}、西は与那国島^{よなぐにしま}まで、約3,143キロメートル。その他、奥尻島^{おくしりとう}、礼文島^{れぶんとう}、対馬^{つしま}、五島列島^{ごとうれつとう}、大東諸島^{だいたうしよとう}等、日本には離島が多く、これらを基点とした領海と排他的経済水域が日本の海です。



Q3 日本の海は大きいのか？

A 海の大きさを示す指標として、領海と排他的経済水域の水面下に存在する海水の体積があります。日本の近海の海底地形は複雑で、水深10,000メートルにも達する深い海が存在し、その体積は、なんと世界で4番目になります。

Q4 日本の領土はどうやって決まったの？

A 日本の領土は、第二次世界大戦の対日講和条約であるサンフランシスコ平和条約により決められています。終戦時に日本が支配していた土地の中で、連合国が日本固有の領土ではないとした土地が、放棄すべき土地として記載されています。

Q5 日本の海には宝がいっぱいってほんと？

A 日本の領海と排他的経済水域の海底には、たくさんの海底資源が眠っています。例えば、海底熱水鉱床が日本の沿岸でたくさん発見されています。熱水鉱床には金や銀、そしてガリウム、セレン、テル等のレアメタルも含有されています。その他、豊富な水産資源、メタンハイドレート、天然ガス、石油、コバルト・リッチ・クラスト等もあります。



Q6 領海ってなに？

A 日本のように海に接している国は、沿岸の自然環境や人々の生活の治安を維持するために領海を設定しています。日本の領海は原則として沿岸から12海里です。領海では、国土と同じように国家の主権のもと法律が適用されます。ただし、船舶は、通航の目的を明確にすることで、自由に航海する権利が認められています。

Q7 海水にも資源が含まれているってほんと？

A 海水には、塩素をはじめとした多くの元素が含まれています。その海水から物資を取り出し有効に利用する研究が始まっています。例えばウランは海水から取り出すことに成功しています。日本の沿岸に海流にのり運ばれてくるウランの量は、年間520万トンにもなります。

Q8 海の安全はどのように守っているの？

A 日本の沿岸の治安や海洋環境を守っているのは、海上保安庁です。海上保安庁は、沿岸警備のほか、海での救難活動、航行安全、海洋環境保全、海洋調査、海底調査等を行っています。海賊対策も海上保安庁の仕事です。さらに、防衛大臣が海上警備行動を発令すれば、海上自衛隊が活動することも可能になります。



第1章 わが国の海の現状

「海」は人類共同の財産といわれています。

この「海」の恵みを受け、人々が幸福に暮らしてゆくために、海の「境界」^{きょうがい}についての国際的なルールがあります。「国連海洋法条約」です。この条約では、海洋に関する基本的な枠組みと、海洋における各国の権利と義務が定められています。

1. 国の基本的な海域^{かいいき}

日本の領海^{りょうかい}は、原則として沿岸に定められた基線^{きせん}より12海里までです。政府は、この領海である12海里までの範囲を日本の法律に基づいて管理しています。

平成6年（1994）に発効した「国連海洋法条約」（日本は平成8年（1996）に批准）では、基線から200海里までを排他的経済水域（領海を除く）として、海底資源の開発や海洋の調査、漁業の管轄等の経済的な權益^{けんえき}を沿岸国に認めています。一般的には、この領海と排他的経済水域を合わせた海域を「日本の海」と呼んでいます。

日本の陸地の面積は、約38万平方キロメートルで、世界で61番目と、

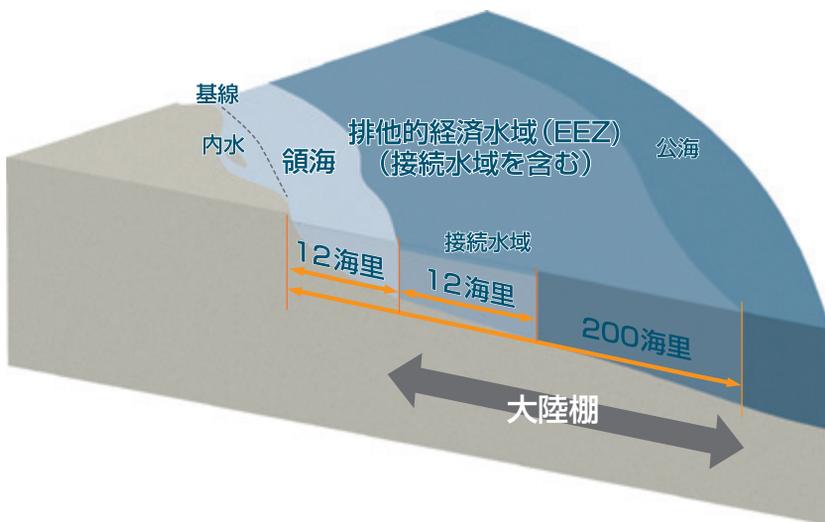
あまり広いとは言えません。しかし、海の面積は、約447万平方キロメートルにもなります。このように日本は、世界の中でも有数の「海洋大国」であると言えます。

気候も亜寒帯、温帯、亜熱帯、熱帯と様々で、冬の気温を見ると択捉島はマイナス20度なのに沖ノ鳥島では30度ということもあります。同じ国内で、同じ時間にもかかわらず5度も気温差があり、それだけに自然も豊かです。北の海では、ラッコやシ

ヤチやクリオネが泳ぎ、南の島にはサンゴ礁が広がり、その周辺をクマノミ等の熱帯性の魚が泳ぎ、マンタやナポレンオフィッシュ等も見ることができます。

また、南北の距離は、北の択捉島から南は沖ノ鳥島まで約3,020キロメートル、東西の距離は、東の南鳥島から西は与那国島まで約3,143キロメートルあり、この広大な範囲に6,852の島が存在しています。

日本の最北端は択捉島で、ロシア



国の基本的な海域

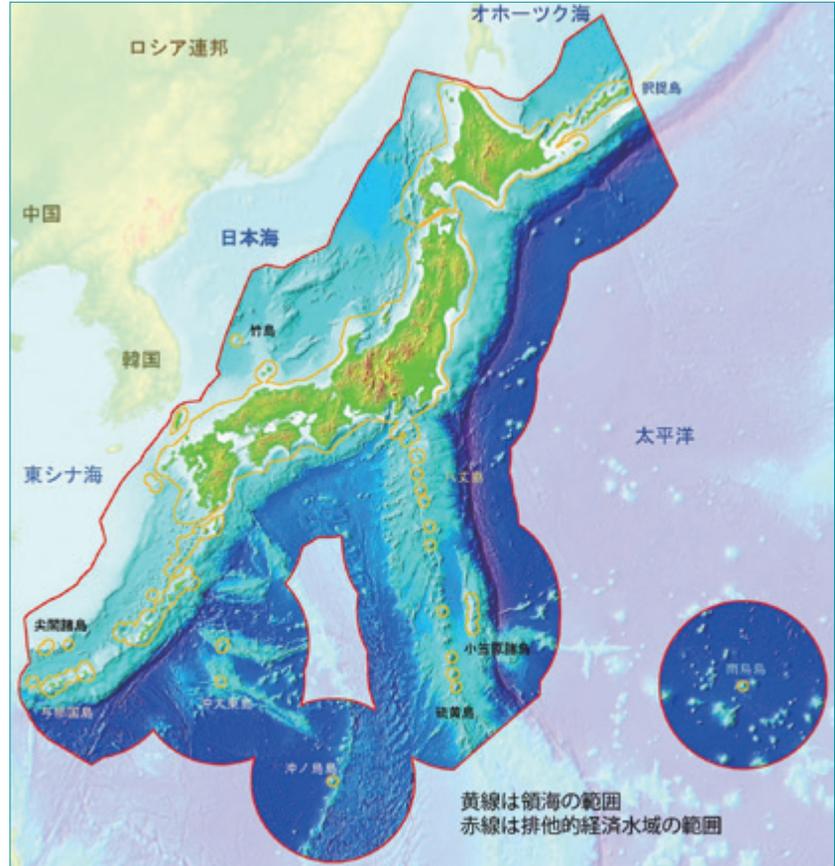
に実効支配されている北方四島中、最大の島です。

最南端は沖ノ鳥島で、東京から南に約1,700キロメートルにあります。この島の緯度は北緯20度25分、米国ハワイ州オアフ島のホノルルやベトナムのハノイよりも南に位置し、国内で唯一、熱帯性気候に属します。

最東端は、太平洋に浮ぶ絶海の孤島、南鳥島です。この島では、海上自衛隊員と気象庁職員だけが交代で暮らしています。また、平成22年度から政府直轄の港湾建設が始まり、太平洋の海底開発の起点となることが期待されています。

沖ノ鳥島、南鳥島は、ともに住所は東京都小笠原村です。

最西端は、与那国島です。沖縄県八重山郡与那国町に属し、およそ1,600人が住んでいます。台湾に近く、台湾東部の中核都市である花蓮市までの距離は、約111キロメートル、時折、台湾の山並みを望むことができます。国内で最も近い島である石垣島までは約117キロメートルあり、隣の島より外国の方が近くに 있습니다。第二次世界大戦の終結までは、日本に併合されていた台湾との交流が盛んで、経済や文化が一体をなしていた時代もありました。



日本の領海等概念図 (提供：海上保安庁)

国土面積	約38万km ²
領海 (含：内水)	約43万km ²
接続水域	約32万km ²
領海 (含：内水) + 接続水域	約74万km ²
排他的経済水域 (接続水域を含む)	約405万km ²
領海 (含：内水) + 排他的経済水域	約447万km ²

2. 海の範囲の画定

現在の日本の領土が決まったのは、第二次世界大戦後のことです。昭和26年（1951）、第二次世界大戦の講和条約として、日本と米英をはじめとした連合国との間で結ばれたサンフランシスコ平和条約に、日本の領土が記載されています。この条約は、49カ国が署名して翌昭和27年（1952）発効しています。

サンフランシスコ平和条約の第二章は、日本の領域という項目で、国際的に日本が領有を認められた土地が具体的に定められています。日本の領土を決めるもとになったのは、昭和18年（1943）、第二次世界大戦の対日戦線における終戦処理に関して、米国のフランクリン・ルーズベルト大統領、英国のウィンストン・チャーチル首相、中華民国の蒋介石主席の間で合意したカイロ宣言です。この宣言では、第二次世界大戦は、各国ともに領土拡大の野心で行われたもので無いことが確認され、終戦後の日本の領土決定の方針となりました。

昭和18年（1943）12月1日のカイロ宣言（日本外交年表並主要文書 下巻 外務省編〈1966〉から転載）では、「日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世

界大戦ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ日本国ハ暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ
原文：It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed.」

ということが合意されていました。「盗取^{とうしゆ}」であるとか、「暴力^{どんよく}及び貪欲^{どんよく}により日本の略取^{りやくしゆ}したる」という表現は、社会的、歴史的な見地から誤解があると考えられますが、敗戦国である日本としては吞まざるを得ない文言だったようです。

このサンフランシスコ平和条約の条文を読むと、歴史的に領有してきた地域だけが「日本国」の領土として、

国際的に認められているわけです。実際には、具体的に放棄すべき地域が条文の中に指定されています。言い方を変えると、第二次世界大戦終戦時に支配していた地域の中で、サンフランシスコ平和条約に放棄すべきと定められていない地域だけが、必然的に日本の領土となりました。

サンフランシスコ平和条約により日本が領有権やそれまで保持していた権利、権原を放棄した地域は次の通りです。

- (a) 濟州島^{さいしゅうとう}、巨文島^{きふぶんとう}及び鬱陵島^{うつりやうとう}を含む朝鮮
- (b) 台湾^{たいわん}及び澎湖諸島^{ほうこしよとう}
- (c) 千島列島^{ちしまれつとう}並びに樺太^{からふと}の一部及びこれに近接する諸島
- (d) 以前国際連盟により日本の委任統治下にあった太平洋の諸島
- (e) 南極地域
- (f) 新南群島^{しんなんぐんとう}及び西沙群島^{せいさぐんとう}

また、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孀婦岩^{そうふがん}の南の南方諸島（小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む）、並びに沖ノ鳥島及び南鳥島は、米国の信託統治領となるはずでしたが、実際には、米国は信託統治の手続きはとらずに、実効支配していました。

米国に統治されていた地域は、昭和27年（1952）にトカラ列島の十島

村、昭和28年（1953）に奄美群島が返還されました。その後、昭和43年（1968）に小笠原諸島と沖ノ鳥島、南鳥島が日本に返還され、続いて昭和47年（1972）に沖縄返還が実現し、琉球諸島と尖閣諸島等の周辺の島々が日本領に復帰し、現在の日本の国土が形作られます。

サンフランシスコ平和条約には、日本が現在抱えている領土問題についての国際的な見地が示唆されています。

この条約で、日本が領有権を放棄すべき地域の中には、第二次世界大戦後、韓国が武力を持って略取し現在も「独島」と名を付け実効支配している竹島は入っていません。実は、連合国軍最高総司令部（GHQ）の作った草案段階で当初竹島は、日本の放棄すべき地域に入っていました。しかし、連合国側は十分に検討した結果、日本固有の領土であると判断して放棄すべき土地から削除しました。

また、現在、中国及び台湾が領有権を主張している尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第二章第三条により、日本国の領土として米国に信託統治されることになっていた経緯もあり、当然日本固有の領土です。尖閣諸島は、昭和47年（1972）に米

国から返還を受けた地域であり、本質的に領土問題は存在しません。

竹島や尖閣諸島が日本の領土であるという考えは、日本が勝手に言っているのではなく、国際条約により認められたものなのです。

この条約において領有権が不明確になってしまったのは、北海道の北に連なる千島列島の扱いです。「千島列島並びに樺太の一部及びこれに近接する諸島」は、放棄すべき地域に入っています。しかし、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島は、放棄する千島列島には含まれないというのが日本の考え方です。

サンフランシスコ平和会議において講和条約の受諾演説をおこなった吉田茂全権大使は、択捉島及び国後島が帝政ロシアとの間で結ばれた「日露通好条約」（安政元年（1855）締結）において日本領となっていること等を説明し、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島がソ連によって不当に占領されていることに抗議しました。当然、連合国の中心的存在である米国の理解を得たうえでの発言です。

北方四島は、第二次世界大戦後に米国を中心とした資本主義国とソ連を中心とした共産主義および社会主義国との対立による「冷戦」の犠牲となり、ソ連に武力占領されたまま

現在もソ連の後を引き継いだロシアが実効支配しています。

日本の領土を脅かすロシア、中国、韓国が、サンフランシスコ平和条約を承認していないことも、現在の日本の国境線の問題となっています。

ソ連は、北方四島の問題で、サンフランシスコ平和条約を批准しませんでした。昭和31年（1956）の日ソ共同宣言では、サンフランシスコ平和条約の代わりに、日本とソ連の間で平和条約を結んだ場合には色丹島と歯舞群島は引き渡すと言っています。

第二次世界大戦中、中国共産党による中華人民共和国は存在しなかったもので、同国は当然、サンフランシスコ平和会議には参加していません。

韓国については李承晩が、昭和23年（1948）に韓国の独立を宣言したので、やはり会議には参加していません。

そのため、ロシア、中国、韓国は、国際的に承認を受けた日本の領土のなかで、自国に不利となる地域を認めようとしません。

以下に「サンフランシスコ平和条約」の抜粋を記します。

第二章 領域

第二条【領土権の放棄】

(a)

日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b)

日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c)

日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d)

日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e)

日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f)

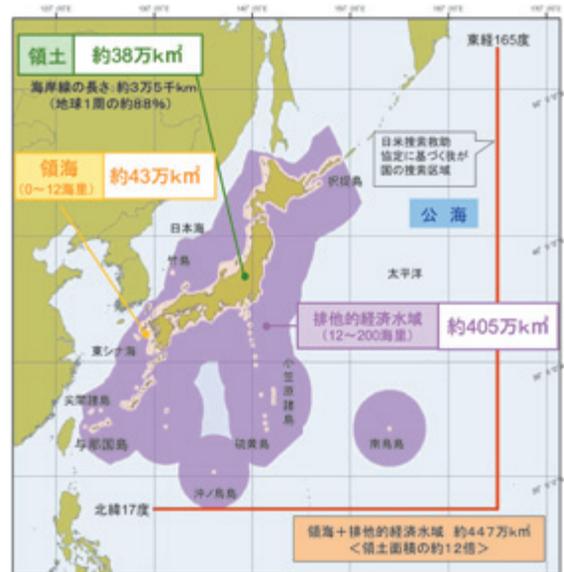
日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条【信託統治】

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

3. 海の境界線

日本は、平成6年（1994）に発効した「国連海洋法条約」（海洋法に関す



わが国の領土、領海と排他的経済水域（提供：海上保安庁）

る国際連合条約）による基準に従い、領海の基線から200海里（370.4キロメートル）までを排他的経済水域（領海を除く）としています。沿岸国間の排他的経済水域が重複する場合には、原則として両国の沿岸線からの中間線をもってその境界としています。日本と中国、韓国、ロシアとの間でも、この中間線を境界と考えています。

この基準を定めた国連海洋法条約は、「海の憲法」と言われ、海に関する世界共通の規範を示しています。海洋法といえば、一般的にこの国連

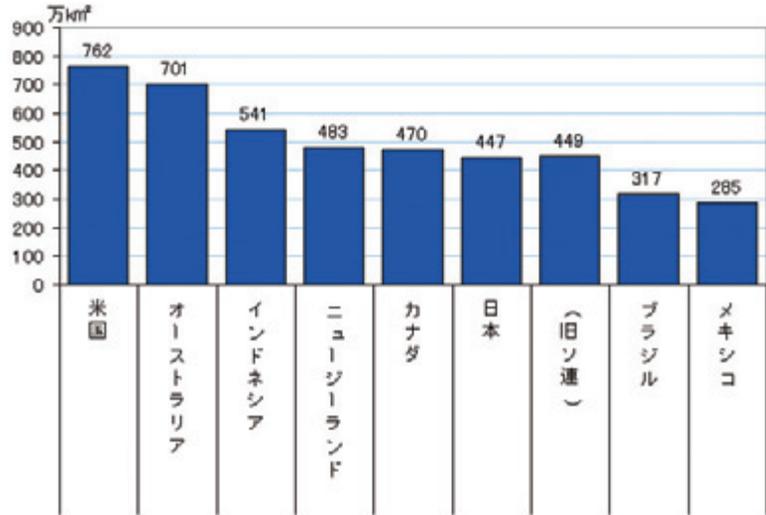
海洋法条約のことをさしています。

この国連海洋法条約は、昭和57年(1982)、第三次国連海洋法会議において採択され、平成6年(1994)に発効しました。日本は平成8年(1996)に批准しており、平成24年(2012)11月現在、163の国とEUが締結しています。

この条約では、海洋を人類共有の財産として位置付け、「海は全人類のものであり、国家は海洋に関して人類に対する義務を有する」との基本精神のもと、その管理に関する国際的なルールが決められています。

この条約の加盟国は、基線から12海里(22.224キロメートル)を「領海」とすることが認められ、現在、領海12海里が国際的に通用しています。

排他的経済水域とは、国連海洋法条約に従い「他国を排して、沿岸国がその経済的な権益を認められた海域」のことです。この海域内で認められた経済的権益としては、海底資源の探査、開発に関する権利、海洋の科学的調査に関する権利、漁業管轄権等が挙げられます。また、同条約では、排他的経済水域の権利を主張する時は、あわせて海洋環境の保護及び保全等の義務が課せられることになっています。日本の排他的経済水域内には、稀少金属(レアメタル)を含有する海底熱水鉱床やガスエネ



(注) 領海と排他的経済水域を合わせた管轄海域の面積を示した。日本以外は1972年のアメリカ国務省資料「Limits in the Seas—Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States」(全訳「海洋産業研究資料」, 通巻第59号, 1975)に基づくデータ。旧ソ連については、その後独立したバルト海・黒海・カスピ海に面している共和国分が含まれているほか、米国務省データにはロシアの実効支配を理由に日本領土である北方四島の周辺海域分も含まれている。したがって、現ロシアの管轄海域面積は日本よりも小さくなると判断。なお、日本の管轄海域面積は「長井俊夫(1996), 新しい領海関係法と水路部のかかわり(水路, 99, 2-14)」による。

世界の主要な国々の領海と排他的経済水域の面積 (出典: 海洋政策研究財団海洋白書2004)

ルギーをおよそ100年分も貯えた天然ガス層のメタンハイドレート等豊富な資源が眠っているといわれています。これは、海洋国家である日本の財産と言えるでしょう。さらに、この広い海の中で魚を獲る権利、漁業管轄権も認められています。

他方、この条約は、すべての国に排他的経済水域内においては航行や飛行の自由、海底電線やパイプラインの敷設の自由を認めています。

4. 「海洋国家」——日本

日本の領土の面積は約38万平方キロメートルです。しかし、領海と排他的経済水域を足した面積は、約447万平方キロメートルにもなり、一般的にこの海域面積が「日本の海」といわれています。

さらに驚くことに、「海の大きさ (= 領海 + 排他的経済水域の水面下にある海水の体積)」を世界各国が管轄す

る海の大きさと比較すると、日本は、世界で4番目になります。

世界各国が管轄する領海と排他的経済水域内に存在する海の体積を比較してみると、世界第1位は、米国です。米国は、海岸線が長いうえに、ハワイやグアム、サイパン等の太平洋に浮かぶ島々を領土として持つために海が広く、大きくなっています。第2位は、オーストラリアです。オーストラリアは、大陸全体が国土となっていることと、南氷洋に島を領有しているため、管轄海域が広がっています。第3位は、太平洋上に浮かぶ島嶼国家キリバスです。この国名の由来は、天明8年（1788）イギリス

人ギルバートにより発見されたことによります。現在は、オーストラリアの社会的、経済的な影響を強く受けています。キリバスの国土面積は狭く、約811平方キロメートルであり、対馬（長崎県）とほぼ同じ大きさです。しかし、同国は33の環礁を持ち、この環礁でできている島々が、水深の深い太平洋上に約350万平方キロメートルの広さにわたり散りばめられています。そして、それぞれの島が基点となる海の体積を合わせると、莫大な海水量になります。

そして、第4位は、日本です。海の大きさは、日本が6,852の島から構成され、特に小笠原諸島、沖ノ島島、南鳥島、大東諸島等の絶海の孤島の存在が寄与し確保されています。

第5位は、世界一島の多い国インドネシアであり、第6位が南米のチリです。この国は、モアイ像で知られるイースター島等の太平洋に浮かぶ島々を持っています。第7位は、太平洋に浮かぶ小国ミクロネシアです。ミクロネシアの海が大きい理由もキリバスと同じで、太平洋上に小さな島を数多く

領有しているからです。第8位はニュージーランド、そして第9位がフィリピンとなっています。

日本は、この広くて大きな海に様々な権利を持っています。

1つは、海底に眠る資源を調査し開発する権利です。最近、注目を浴びているメタンハイドレートや海底熱水鉱床等稀少金属の採掘が期待されています。

2つ目は、海中を調査し、海水中に浮遊する資源等を利用する権利です。海水には、多くの元素が含まれています。海水からこれらの物質を採取する技術の研究が進められ、将来的には海水そのものが国家の財産となります。たとえば、原子力発電に使われるウランです。日本は既に海水からウランを抽出する技術を持っています。

そして、3つ目は、漁業です。日本沿岸の北西太平洋は世界三大漁場といわれるほど、漁業資源が豊かです。領海の基線から200海里までであれば、この漁業資源を独占することも可能です。

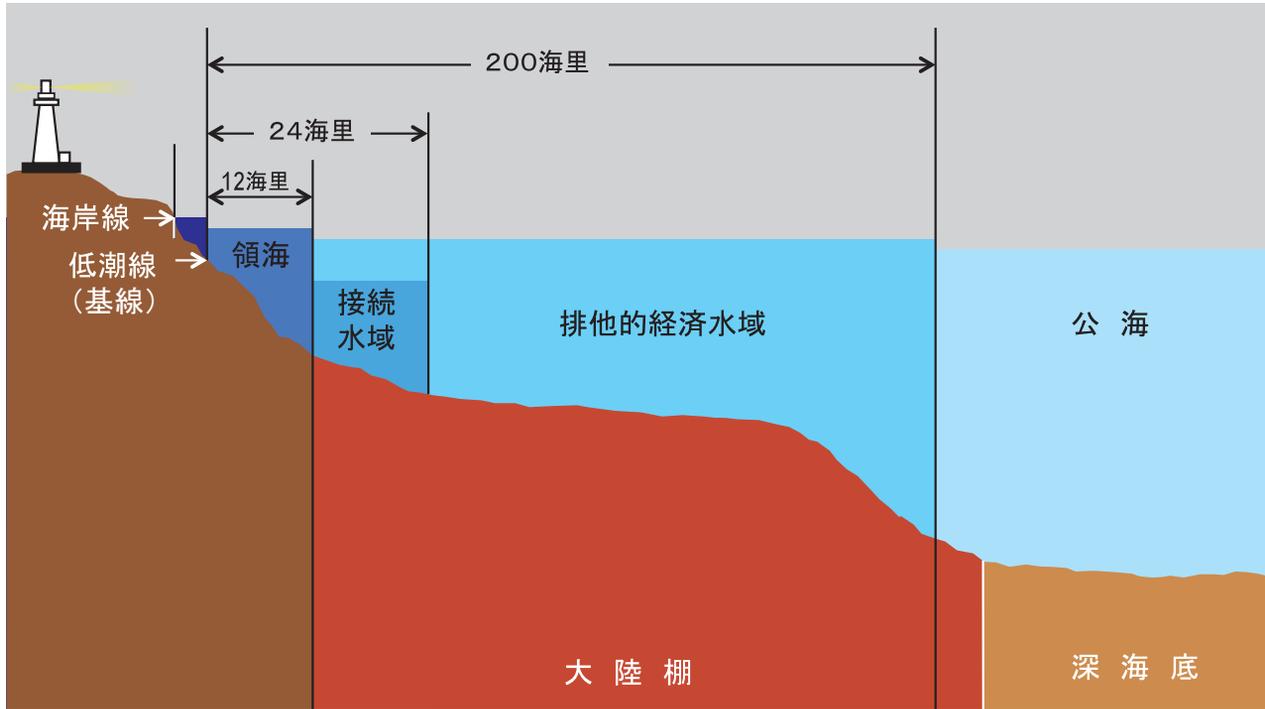
このように、四方を海に囲まれた日本は世界に誇るべき海洋大国です。そして、この海にこそ、日本人が将来、幸福に生きていく道が開かれています。

順位	200海里体積	[百万km ³]
1	アメリカ	33.8
2	オーストラリア	18.2
3	キリバス	16.4
4	日本	15.8
5	インドネシア	12.7
6	チリ	12.5
7	ミクロネシア	11.7
8	ニュージーランド	11.4
9	フィリピン	10.7
10	ブラジル	10.5

世界の200海里水域体積ベスト10

(出典：海洋政策研究財団ニュースレター123号)

※順位および数値は特定の条件に基づいたものです



領海、排他的経済水域等模式図（提供：海上保安庁）

日本は、広大な海を領有し、海を通じて諸外国と交流してきました。海は、日本人の生命を支える源であるとともに、日本を守る大きな「堀」であり、また、世界と日本を結ぶ「道」でもあると言えます。この「海とともにどのように生きていくか」ということが日本の未来を左右することになるでしょう。

5. 用語解説

- **領海**……基線から最大12海里までの水域で、国家の主権が及ぶ範囲です。この主権は領海の水面や水面下の水中、上空にもおよびます。ただし、船舶は、沿岸国の利益を害さない範囲で、自由に通航できる権利（無害通航権）を持ちます。
- **接続水域**……基線から24海里までの範囲（領海を除く）で設定され

ます。沿岸国の領土または領海内における通関上、財政上、出入国管理上または衛生上に関する法令の違反を防止し、取締りを行うことができる水域です。

- **基線**……領海や排他的経済水域等を定める際の基準となる線です。通常、海岸の低潮線（最干潮時の海岸線）ですが、海岸が屈折していたり、至近距離に島がある場所では、適当な地点を結んで基線（直

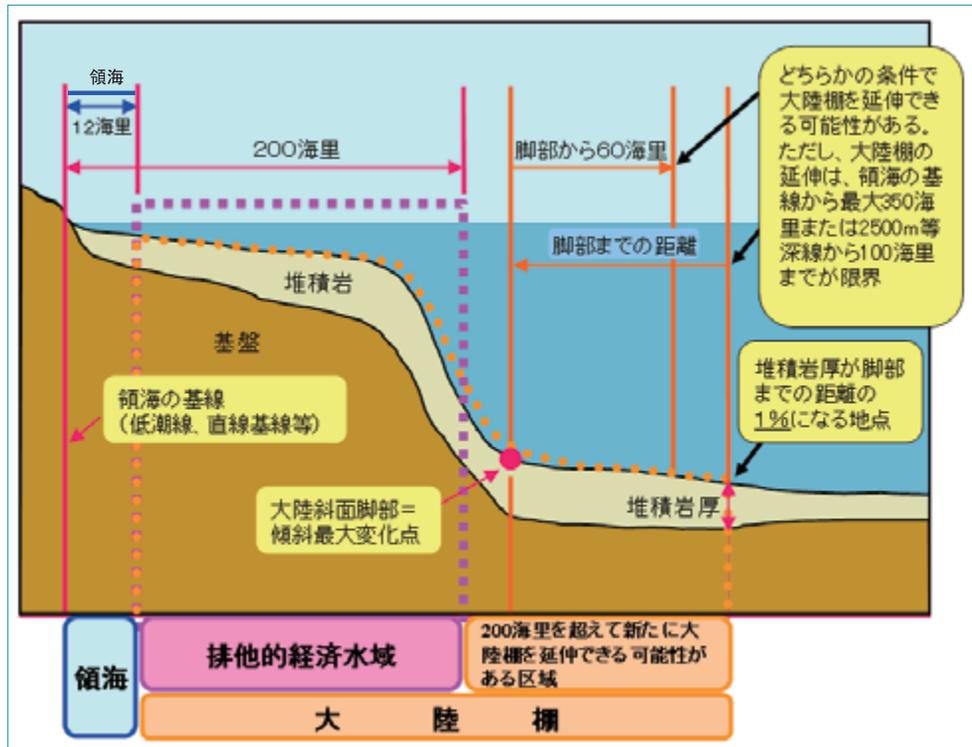
線基線)とすることができます。

■内水……基線の内側にある水域で、無害通航権も適用されない沿岸国の主権が完全に及ぶ水面です。ただし、直線基線の設定後、あらたに内水と見られるようになった水域では無害通航権が認められません。

■排他的経済水域……基線から200海里までの範囲(領海を除く)で、他国を排して経済的な権益が認められた海域です。海底資源の調査開発、海水、海中の利用、漁業管轄権等が認められています。

■大陸棚……大陸棚とは、沿岸国の海岸線から領海を超えて大洋の海底に向けて延び、地殻が連続している海底のことで、沿岸国はそこに眠る海底資源の開発を行う権利を持つことができます。

■深海底……人類共同の財産であり沿岸国の主権、主権的権利は及びません。



国連海洋法条約による大陸棚の定義 (提供: 海上保安庁)

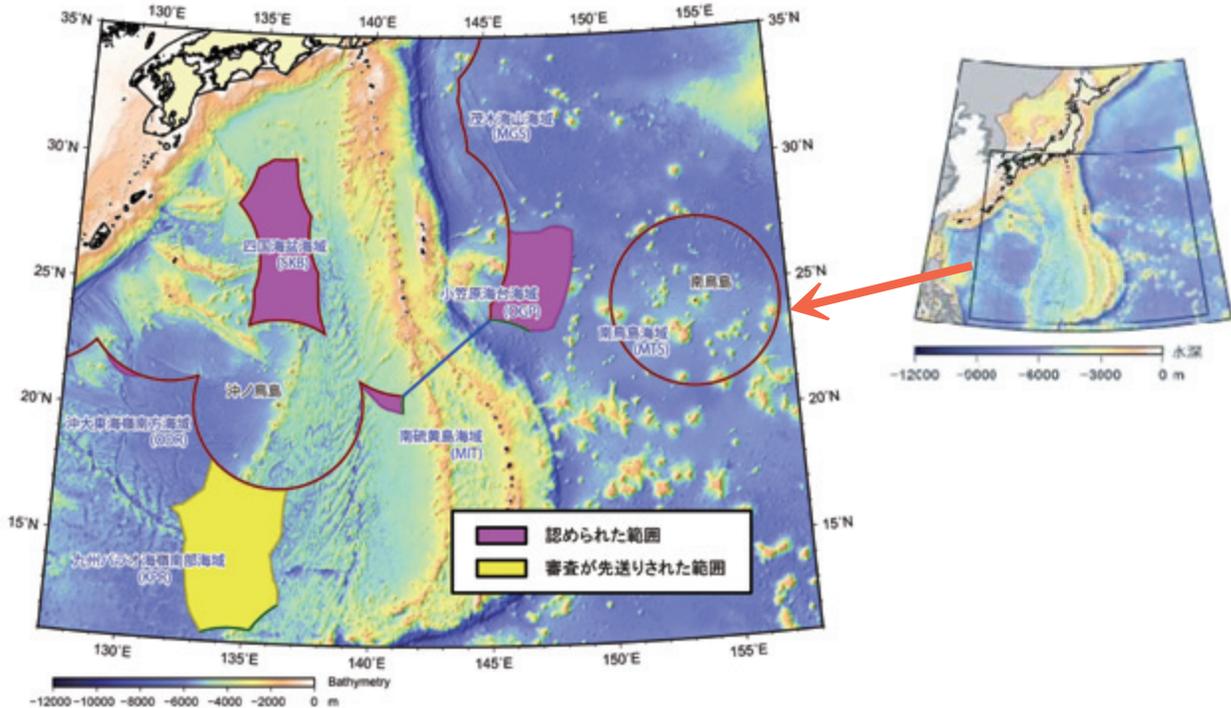
6. 国連海洋法条約による大陸棚の定義

大陸棚における開発を、沿岸国の主権のもとに行うことを、最初に主張したのは米国です。

第二次世界大戦終戦直後の昭和20年(1945)9月、米国のトルーマン大統領は、沿岸沖の海底資源開発と水産資源確保に関する二つの海洋政策

を発表しました。これは、「トルーマン宣言」と呼ばれているもので、ここで初めて大陸棚の海底開発権を沿岸国が持つという発想が生まれました。このトルーマン宣言では、米国の沿岸にある約182.5メートルの深さまでの海底は、米国が管轄権を持つ大陸棚であると謳われています。これは、米国の沿岸に存在する海底油田開発を、他国に先を越されること

わが国の延長大陸棚



わが国の延長大陸棚（提供：海上保安庁）

がないようにするために打ち出した施策でした。当時、米国の海底資源開発技術は、水深200メートルまで可能でした。

平成6年（1994）に発効した国連海洋法条約では、この海底資源の開発に関する権利について多くの項が費やされています。

この国連海洋法条約上の大陸棚の定義を解説すると、「その限界は、領

海の基線から200海里もしくは、陸地の自然延長としての堆積岩からなる地形が連続して延びている場合には、基線から350海里、または、水深2,500メートルの等深線から100海里を超えない範囲で大陸斜面脚部から60海里、または堆積岩厚が脚部までの距離の1パーセントになる地点まで認められる」ということになっています。

沿岸国が周辺海域の海底を大陸棚として国際的に承認してもらうためには、大陸棚における海底地形が連続していることを証明する科学的なデータを収集し、国連大陸棚限界委員会に申請し、承認を得なければなりません。

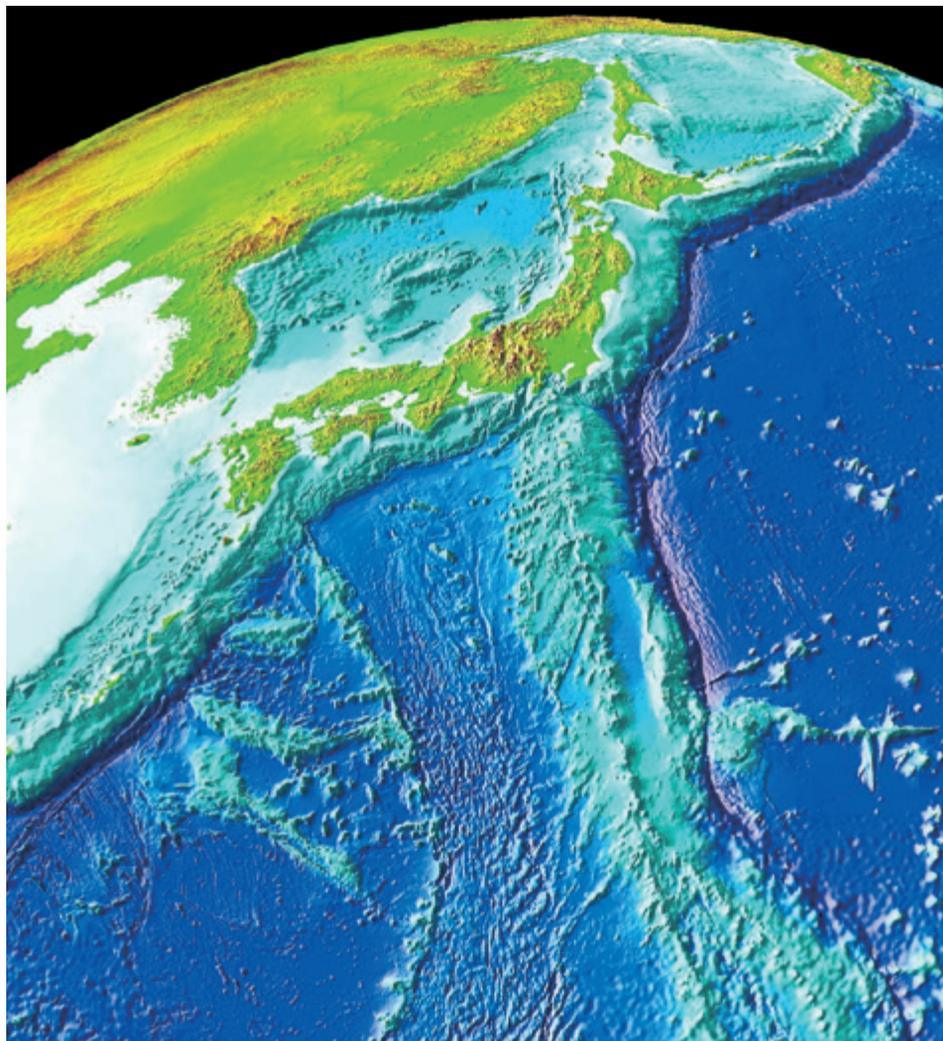
日本政府は総合海洋政策本部事務局を中心に政府一丸となった海洋調査を実施した結果、大陸棚を延長で

きる可能性のある海域が判明し、大陸棚限界委員会の承認を得るため、平成20年（2008）11月に海底地形データ等を含む申請書を提出しました。

大陸棚限界委員会は、地理的バランスを考慮して選ばれた地質学、地球物理学、水路学の専門家21人からなり、申請された大陸棚延長が適正かどうかを判断します。わが国の申請は平成21年（2009）から審査入りし、平成24年（2012）に31万平方キロメートル（国土面積の約8割に相当）の大陸棚延長を認めるとの勧告をわが国に行いました。

沖ノ鳥島の北側及び南側の延長大陸棚については、中国及び韓国が沖ノ鳥島は大陸棚や排他的経済水域を持っていない岩に過ぎないとして、大陸棚限界委員会にわが国の延長申請を審査しないように主張していましたが、委員会は審査を行い、北側の海域の延長申請を認め

ています。南側の延長大陸棚については、審査が継続中です。



日本周辺海底の3次元表現図（提供：海上保安庁）

第2章 わが国の海が直面する問題

わが国は、東シナ海のカス油田や、北方領土、竹島、尖閣諸島等の問題に直面しています。

これらの問題について、双方の主張や歴史的過程を調べてみると、次のようになります。

1. 東シナ海のカス油田

東シナ海のカス底には、天然カスが埋蔵されています。この海域は、日本と中国の排他的カス水域にまたがっていて、両国間で開発に関する問題が浮上しました。

この海域には、春曉（日本名：白樺）、

断橋（日本名：楠）、天外天（日本名：樫）、平湖、冷泉（日本名：桔梗）、龍井（日本名：翌檜）のカス田がありますが、特に春曉（白樺）、断橋（楠）においては、その埋蔵海域が日中中間線のカス側海域に掛かっているため両国間において、開発に関して話し合いが必要になっています。また、

天外天（樫）、龍井（翌檜）についても、カスが中間線を越えて広がっている可能性があります。

中国は、平成11年（1999）に平湖カス田で天然カスの生産を開始し、続いて春曉（白樺）、天外天（樫）両カス田の採掘施設の建設を進め、平成17年（2005）には、日中中間線から4キロメートルの位置にある天外天（樫）カス田の生産を開始しました。なお、平成16年（2004）に中国が、開発に着手していることが判明した春曉（白樺）



中国のカス田、(出典：海上保安レポート2006)

の採掘施設は、日中の中間線から1.5キロメートルしか離れていません。

平成20年（2008）、日中両政府は、基本的に東シナ海ガス田問題で合意しました。合意の内容は、「白樺（しらかば）（中国名・春暁）」の開発に日本が出資することと、「翌檜（あすなる）（中国名・龍井）」南側の日中中間線をまたぐ海域を共同開発することで、中国側に有利になっています。両政府は、具体的な合意内容は条約交渉を経て確定するとはしましたが、平成24年（2012）現在、条約交渉は進んでいません。

日本は、この海域の試掘権を日本企業に与えましたが、試掘の目処は立っていません。

反面、中国側の開発は淡々と進められています。

両国の動向

■中国の動き

中国は、東シナ海の海底に眠るガス田を掘削しています。「春暁」ガス田は、日本の主張する日中中間線から1.5キロメートルほど中国側に入った海域にあります。中国は「春暁」のほかに、中間線から4キロメートルほどの「天外天」、70キロメートルほどの「平湖」でもガス田の開発に着手しています。

■日本の対応

日中の中間線付近の地質構造は日本側の海底まで続いており、日本側に眠る天然ガスまでもが採掘されてしまう恐れがあります。わが国は、対抗策として日本企業に東シナ海における中間線付近の日本側海域における試掘権を許可し、「白樺」、「檜」等の掘削予定ガス田に、日本名をつけて保護しようとしています。

■大陸棚をめぐる日中の主張の違い

日本、中国ともに批准している国連海洋法条約において、海底資源掘削権は排他的経済水域を持つ国、もしくは大陸棚を認められた国が、権原をもつことになっています。わが国は、東シナ海の海底全体が大陸棚

とみなせるので、日中の中間線をもって両国の境界とするべきと主張しています。これに対し中国は、日中中間線よりずっと沖縄寄りにある地形的な溝（沖縄トラフ）までが中国の大陸棚であると主張しています。このため、両国の境界画定が困難になっています。



檜（天外天）ガス田（提供：海上保安庁）



北方四島の位置関係図



国後島 古釜布の港内の沈船 (撮影：山田吉彦)



納沙布岬から望む歯舞群島 (提供：海上保安庁)



色丹島 (撮影：山田吉彦)



貝殻島灯台、奥は歯舞群島 (提供：海上保安庁)

2. 北方領土

北方領土とは、北海道の北東に位置し、北方四島と呼ばれる択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島のことです。安政元年（1855）、日露通好条約において北方四島は平和裏に日本の領土と確認され、第二次世界大戦後、ロ

シアにより実効支配されるまで日本人が暮らしていた日本固有の領土です。

昭和20年（1945）8月、太平洋戦争敗戦寸前の日本に対し、ソ連は中立条約を破棄して侵攻しました。日本が、ポツダム宣言を受諾することを発表した後の8月18日から、千島列島を攻

撃し武力占領しました。そして、千島列島及び北方四島に住む日本人をすべて強制退去させ、ロシア人の社会を作りました。当時、17,000人もの日本人が北方四島で暮らしていました。そして、北方四島すべての日本人が故郷の土地を奪われたのです。

北方領土返還に関しては、国内で

歴史的経過



■安政元年（1855）

江戸幕府とロシア帝国との間で「日露通好条約」が締結され、両国の国境が法的に画定し、択捉島以南の北方四島がわが国の領土と確認されました。



■明治38年（1905）

日露戦争に勝利したわが国は、「ポーツマス条約」により、樺太の北緯50度以南の領土をロシアから譲り受けました。



■明治8年（1875）

国境が定めてなかった樺太で、両国の利害が衝突し紛争が多発したことから、わが国は樺太を放棄し、その代わりとして千島列島を譲り受ける「樺太千島交換条約」を締結しました。



■昭和26年（1951）

戦後の占領下にあったわが国は、「サンフランシスコ平和条約」に調印し、千島列島と北緯50度以南の樺太を放棄しました。しかし、これまでの条約締結の過程から放棄した「千島列島」の中には、北方四島は含まれていません。「日露通好条約」の締結以降、北方四島は変わらずわが国の固有の領土です。

も昭和31年（1956）の日ソ共同宣言に基づき、色丹島と歯舞群島の二島の引き渡しを受けた後、択捉島と国後島の返還交渉を進めようとする「二島先行返還論」と、あくまでも国家の主権を重視し四島の一括返還を求める「四島一括返還論」に、意見が分かれています。

平成20年（2008）に、内閣府が3,000人を対象に行った「北方領土問題に関する特別世論調査」によると、約80パーセントの人が北方領土問題の内容については知っていると答えた一方、北方領土返還運動に参加したくないという人が59.4パーセントを占め、参加したいとした34.5パーセントを大きく上回り、北方領土返還に対する国民の意識の低下が危惧されました。

しかし、平成22年（2010）ロシアのメドベージェフ大統領が、日本の主権を無視して国後島に上陸したことをきっかけに、国民の間で、再び北方領土返還が求められるようになりました。

3. 竹島

竹島は、おきのしま 隠岐島の北西約157キロメートルの日本海に浮かんでいます。雨水だのみの無人島で、東島、西島と複数の岩礁がんしょうからなっています。昔から日本海沿岸の漁民は、この島を



竹島の位置関係図。(出典：海上保安レポート2007)



韓国人観光客が訪れる竹島（撮影：井之上大和）

松島もしくはリャンコ島と呼び、この島を訪れてあわび等の魚介類をとっていました。

現在は、韓国が海洋警察庁の職員を、常駐させて島を支配しています。韓国では、竹島を「独島」と呼び、切手を発行するなど自国の領土であることを主張しています。

「独島はわが領土」という歌が流行しているほどです。

韓国は、本来は日本の島である竹島を武力で占領し、独島と名付け反日ナショナリズムの象徴として扱っています。

昭和26年（1951）に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、竹島は日本の領土と認められています。しかし、韓国は武力をもって、自国の専管水域の中に組み入れました。

日本政府は、竹島の領有権を国際社会において確認するため、かつて二度、国際司法裁判所に領有権問題の提訴を韓国政府に求めましたが、「領土問題は存在しない」と拒絶されています。

平成20年（2008）8月、韓国の一般紙である中央日報に、客観的な竹島論争に関する記事が載りました。その記事には、「1999年に韓国と日本の間で締結された条約（日韓漁業協定）のため、独島に関する権利は韓国と

日本が共同で行使するしかない。韓国と日本の間で結ばれた条約は、時間が流れるほど効力が固まる」と述べ、「日本には、さらに世界世論と強力な国力、賢い頭脳、体系的な海洋知識がある。国際法に関する無知と誤解が、むしろ独島を危機に陥れている」と書かれていました。韓国は、既に国連事務総長を出す国であり、国際法の認識が芽生えだしたということでしょう。韓国の一方向的な理論の展開も、限界に来ているようです。日本は、竹島問題を解決するにあたり、この国際法に訴えかける戦略を、あらためて考える時を迎えています。

歴史的経過

江戸時代

竹島は、わが国の漁業の拠点となっていました。



洋上から見た竹島 (提供: 海上保安庁)

明治38年 (1905)

わが国は、竹島を領有する意思を閣議決定により再確認し、それに続く島根県告示により、竹島を島根県に編入しました。

戦後の連合国軍占領時代

連合国軍総司令部の覚書により、竹島にはわが国の行政権が行使しえず、また、わが国漁船の操業区域(マッカーサーライン)外とされました。

昭和27年 (1952)

韓国は、「マッカーサーライン」の撤廃前に、自国水産業の保護と称して「海洋主権宣言」を発し、竹島を取り込んだ「李承晩ライン」を設定し、日本漁船の締め出しを行いました。日本政府は、直ちに韓国側に抗議を行いました。聞き入れられませんでした。

4. 尖閣諸島

昭和43年(1968)国連アジア極東経済委員会(ECAFE)は、東シナ海の海底資源埋蔵状況に関する調査を行い、翌昭和44年、埋蔵量豊富な石油や天然ガスが存在する可能性が高いと発表しました。この発表を受け、昭和46年(1971)に、台湾と中国が海底資源の確保を目指し、東シナ海に浮かぶ尖閣諸島の領有権を突如主張しはじめたのです。この尖閣諸島とは、石垣島の北西約170キロメートルに浮かぶ魚釣島うおつりじまや久場島くばじま、大正島たいしょうじま等八つの小島の総称です。その中で魚釣島は、台湾からも同じく約170キロメートル、中国大陸からだ約330キロメートルの距離に位置しています。また、中国明王朝が琉球に派遣していた使節「冊封使さくほうし」の記録の中に、「釣魚台」の名で登場します。さらに、琉球の人々も「ユクンク・クバジマ(魚が獲れるピロウが茂る島)」と呼び、古くから航海の目印としていました。明治28年(1895)、日本政府は、無人島であり清国の支配が及んでいないこと等を慎重に調査したうえ、尖閣諸島を領土に編入する閣議決定を行いました。尖閣諸島の開発は、日本への編入より遡る事約10年前、実業家古賀辰四郎が、すでに調査団を派

遣し始まっていました。古賀は、自らも魚釣島に赴きアホウドリの羽毛採取の事業化に成功しています。その後、同島には鱈節工場や海鳥の剥製工場等がつくれ、一時は200人を超える人が生活していました。

第二次世界大戦後、尖閣諸島は沖縄とともに米国の施政権下に置かれましたが、昭和47年（1972）沖縄返還協定にもとづき日本に返還され、現在は沖縄県石垣市に属しています。

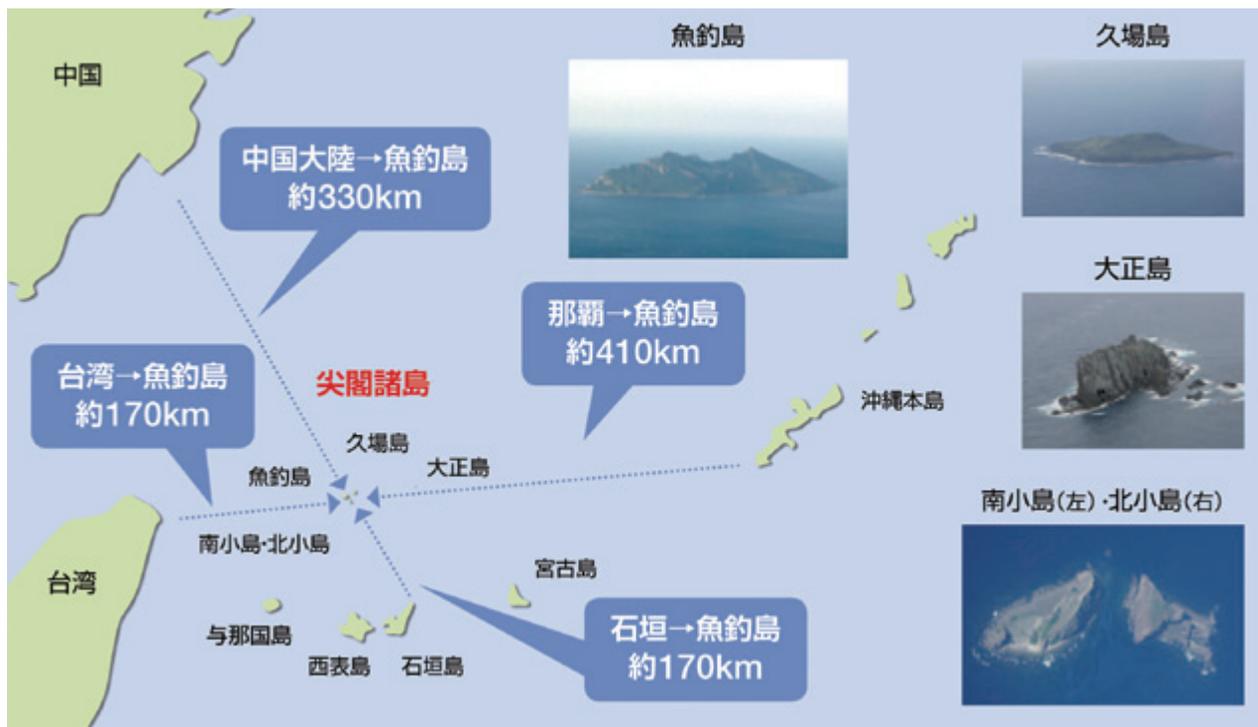
平成16年（2004）3月24日には、中国人活動家7人が魚釣島に不法上陸する事件が起きました。

その後、海上保安庁では、密入国や領海への不法侵入を阻止するため、大型巡視船を常時派遣し厳戒態勢をとっています。

平成17年（2005）2月、魚釣島にある民間所有の灯台が海上保安庁に移管され、正式に「魚釣島灯台」として海図に載ることになりました。灯

台の光りは、明確な領有権の証として、点灯され続けることでしょう。

平成22年（2010）9月、この尖閣諸島海域で、中国の漁船が海上保安庁の巡視船に体当たりする事件が起こり、中国人船長が公務執行妨害罪で逮捕されました。中国は、これまでに同国に残る古文書の記述により、尖閣諸島は台湾の一部であり、よって中国の領土との主張を繰り返し、今回も自国の島であるとして日本の



尖閣諸島の位置関係図（出典：海上保安レポート2012）※与那国島の島名を追加記載

警察権の行使に反論しました。しかし、台湾の李登輝元総統は、平成14年(2002)の沖縄タイムスのインタビュー記事の中で「尖閣諸島の領土は、沖縄に所属しており、結局日本の領土である。中国がいくら領土を主張しても証拠がない。国際法的に見ても何に依拠するのかわからない」と日本の領有を明言しています。

歴史的経過

■明治18年(1885)～

わが国では、再三にわたり現地調査を実施し、無人島であることのみならず、清国の支配が及んでいないことを慎重に確認しました。

■明治28年(1895)

現地に標杭を建設する閣議決定を行い、正式にわが国の領土に編入す

ることとしました。

■明治29年(1896)頃

魚釣島や南小島で、かつお節や海鳥の剥製等の製造が行われました。魚釣島には、それに供した船着場や工場の跡が今でも残っています。

■戦後

サンフランシスコ平和条約に基づき、南西諸島の一部として、米国の



尖閣諸島 北小島・南小島 (撮影：山田吉彦)

施政権下に置かれました。

■昭和47年（1972）

沖縄復帰とともにわが国に返還され、現在に至っています。

■平成24年（2012）

平成24年（2012）4月、東京都の石原慎太郎知事（当時）は、尖閣諸島を東京都が買い取る方針を表明しました。それまで、個人所有であった尖閣諸島の4島のうち、魚釣島、南小島、北小島の3島を購入し、いずれ国が明確な管理体制を打ち出すまで都が管理して行く計画でした。多くの国民がこのプランに賛同し、島の活用資金として都に15億円ほどの募金が寄せられました。都は、具体的に地権者と話を進め島の調査に乗り出すこととなりました。

同年9月2日、都は海難救助船“航洋丸”（2,474総トン）をチャーターし、石垣島から魚釣島へと向かいました。本来、上陸し島の現状を調査し、また島の妥当な不動産価格を算定する予定でした。しかし、島を借り受けている「国」から上陸許可が下りなかったため、洋上からの調査となりました。この調査では、小型艇を使い、島の周囲の水深、海底地形などを調べ漁船が停泊できる船溜まりの適地を探すとともに島に可能な限り接近し、島の状態を目視調査しました。



尖閣諸島 南小島（撮影：山田吉彦）



尖閣諸島 北小島（撮影：山田吉彦）

魚釣島は、水場が多く、人間が暮らすには十分に水が確保できることがわかりましたが、ヤギにより草や木の芽が食べられ土壌が海に崩落している場所が多く見られ自然環境

の保全が喫緊の課題であることもわかりました。

南小島、北小島には、カツオドリなどの海鳥が多く生息し、海鳥の楽園といった趣でした。魚釣島および



尖閣諸島 魚釣島（撮影：山田吉彦）



魚釣島灯台と旧船着き場付近（撮影：山田吉彦）



領有権を主張する活動船と巡視船（提供：海上保安庁）

南小島、北小島の周辺海域は、ウミガメや南方系の魚が数多く生息し、水産資源も現在では豊富に確保することができそうでした。

調査の結果、尖閣諸島の周辺には、日本にとってかけがえのない自然環

境が残り、保全して行く必要性があることを痛感しました。また、今後、水産資源を維持することも重要であり、島の本格的な調査の実施が望まれるところでもありました。

この調査の直後、魚釣島、南小島、

北小島は、政府が買い取り国有地となりました。中国では日本による国有地化に抗議するデモが数か所で行われ、日本系の企業やスーパーが焼き討ちに合う暴動にまで発展しました。

5. 海洋基本法

日本は、「国連海洋法条約」を平成8年（1996）に批准しましたが、国内法においては、同条約に対応できない部分もありました。グローバル化された社会においても、国民の間に海洋国家日本という認識が広がるよう、国内法の整備が急がれました。

そこで、海洋国家である日本は、平成19年（2007）に広大な海洋を管理し、国民生活の基盤の一つとするために「海洋基本法」が制定されました。

海洋基本法には、次の6つの理念があります。

- ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ②海洋の安全の確保
- ③科学的知見の充実
- ④海洋産業の健全な発展
- ⑤海洋の総合的管理
- ⑥国際的協調

これらを掲げ、海洋国家日本の目指す方向性をしめました。

なお、「海洋基本法」の成立過程では、産・官・学が超党派の国会議員も交え研究会を立ち上げ、海洋に関する国際情勢、社会環境、科学的知見等について、幅広く有識者の意見を聞き、法の制定に向けた準備を

行いました。この研究会は、日本財団および海洋政策研究財団により運営され、同法は、自由民主党、民主党、公明党の超党派による共同提案で、議員立法として制定されました。

平成20年（2008）には、「海洋基本法」に基づき海洋基本計画を策定し、同法の理念の下、海洋政策を推進する具体的な施策の指針がしめされました。

平成21年（2009）12月、総合海洋政策本部会議が開かれ、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を承認しました。この基本方針は、「国土面積の約12倍に及ぶ排他的経済水域等面積の管轄海域の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う」ことが目的及び意義として掲げられています。

そして、平成22年（2010）6月、「排

他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（低潮線保全法）が制定され、日本が管轄海域を主張する上で、基点となる低潮線が確定されました。

また、この法律に従い、地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島に指定し、周辺海域の管理および開発の拠点となる港湾を建設することとしました。特定離島として、沖ノ鳥島と南鳥島が選出されています。

沖ノ鳥島は、海洋安全保障上の重要拠点、南鳥島は、太平洋における海底資源開発の拠点となることが想定されています。



沖ノ鳥島（提供：海上保安庁）

第3章 マラッカ・シンガポール海峡（通称マラッカ海峡）／ソマリア沖海賊対策

マラッカ海峡は、海上交通の要衝であり年間90,000隻を越える外航船が通航しています。そのうち、約15,000隻が日本の船会社が実質運用する船であり、日本人の生活を支え

る石油や天然ガス等の化石燃料の80パーセントが、この海峡を通過し運ばれています。言うなれば、マラッカ海峡は日本の生命線ですが、近年、海賊や海上テロの危険性が指摘され

ています。

マラッカ海峡は、アジア大陸の東南の角に位置し、マレー半島とインドネシアのスマトラ島に挟まれた長さ約1,000キロメートルに及ぶ海峡で

す。この海峡内で最も狭い海域は、幅およそ6キロメートル、船が通過できる航路となると幅は、わずか600メートルしか無く、そのうえ、浅瀬、暗礁が点在し、古くから航行の難所として船乗りたちに怖れられてきました。

日本財団は、昭和43年（1968）以来、「マラッカ海峡は、日本の生命線」と、その安全確保を訴え続け、沿岸国のインドネシア、マレーシア、シンガポールに対し、水路測量、航路標識整備、海賊対策等の支援をしています。

昭和50年（1975）ペルシャ湾で原油を積み、



オイルロード図

日本へ向け航行中の大型タンカー“祥和丸”（230,000重量トン）が、海峡内のシンガポール沖で暗礁に乗り上げ、4,500トンの原油が流出する事故が起き、海峡利用国としての日本の義務と責任がさらに求められるようになりました。

平成17年（2005）、日本のタグボート“韋駄天”（498総トン）が海賊に襲われ、日本人の船長と機関長、フィリピン人機関士が誘拐される事件が起きました。また、日本人が被害に遭った事件としては、平成11年（1999）にマラッカ海峡内でアルミインゴットを積載した貨物船“アロンドラ・レインボー”（7,762総トン）が襲われた事件等が知られています。アロンドラ号事件では、積み荷を乗せたまま船ごと奪われ、日本人の船長と機関長を含む17人の乗組員が救命いかだに寄せられマラッカ海峡内に置き去りにされました。幸いなことに、乗組員は、11日間漂流し、タイの漁船に発見され九死に一生を得ることができました。積み荷の一部はフィリピンで売却される等、国際シンジケートによる大掛かりな海賊事件として注目を集めました。過去、この海峡で最も海賊が多発したのは、平成11年（1999）で、129件の海賊被害が発生しています。報告されてい

ない事件は、この10倍あるといわれ、マラッカ海峡は、別名、海賊海峡とも呼ばれています。

マラッカ海峡沿いに都市が誕生したのは、14世紀後半。インドネシアの王族パラメスワラが、スマトラ島



ソマリア沖の海賊船（提供：海上自衛隊）



ソマリア沖でクルーズ客船を警護する護衛艦DD113“さざなみ”（提供：海上自衛隊）

を追われマレー半島に移り住み、マラッカ（マレー語ではムラカ）に都を築いたことに始まります。

マラッカの都が誕生して間もない応永12年（1405）、明の永楽帝は、側近の宦官である鄭和に命じ、東南アジアから遠くは北アフリカまで約200隻、20,000人規模の大艦隊を派遣しました。その目的は定かではありませんが、中華思想にもとづき明への朝貢を促すためであったと言われていています。この航海は、鄭和の南海大遠征と呼ばれ、述べ28年間で7回実施されました。鄭和が、大航海の中継基地として選んだのが、マラッカ川の河口の良港を持つマラッカの町でした。しかし、その後、明の海禁政策の強化により、艦隊の派遣が停止されると、マラッカ周辺には、イスラ

ム商人が進出し、急速にイスラム教が広まりました。永正8年（1511）、武力によるポルトガルの侵略を受け植民地とされ、その後、欧州の戦乱の影響を受けオランダ、イギリスと宗主国が変遷しました。マラッカは、香辛料や生糸を求める欧州各国の商人にとって貿易の中継地点として魅力的な都市でした。海賊は、マラッカが植民地支配を受けていた時代から出没していました。

海賊が多発していたマラッカ海峡ですが、近年、減少傾向にあります。これは、日本の海上保安庁が中心となりアジアの国々の海上警備体制の強化に乗り出したからです。

平成18年（2006）、アジア海賊対策地域協力協定が結ばれシンガポールに情報センターが置かれています。

アジアの海域から海賊の姿は、減ってきていますが、全世界的に見ると増加しています。特に問題となっているのは、アフリカの北東部にあるソマリア沿岸からインド洋にかけての沿岸です。この海域の海賊は、船を襲い乗員を人質として身代金を要求します。その身代金の金額は、一隻あたり1億円から3億円にもなります。

ソマリア沖の海賊は、国際問題になり、世界から20カ国ほどが警備のための艦艇を派遣し海賊の制圧を目指しています。日本も平成21年（2009）に海賊対処法を制定し、この海域へ海上自衛隊と海上保安官を派遣し、国際航路の安全の確保に寄与しています。

（文・東海大学教授 やまだよしひこ 山田吉彦）

ご協力をいただいた方々及び機関（順不同、敬称略）

井之上大和
海上自衛隊

海上保安庁
総合海洋政策本部

北海道北方領土対策本部
東京都

沖縄県与那国町
海洋政策研究財団

船の科学館インフォメーション

初代南極観測船 そうや “宗谷”



船の科学館MINI展示場



●交通のご案内

〈新交通〉「ゆりかもめ」新橋駅より（16分）・豊洲駅（14分）より船の科学館駅 下車

〈車〉首都高速道路湾岸線、臨海副都心・有明ランプ
首都高速11号線、台場ランプ
臨港道路（レインボーブリッジ下層）お台場より

船の科学館

MUSEUM OF MARITIME SCIENCE

船の科学館 資料ガイド11
にっぽんの海 改訂新版

平成25年3月12日発行

編集・発行：(財)日本海事科学振興財団 船の科学館
〒135-8587 東京都品川区東八潮3番1号
TEL：03(5500)1111

URL <http://www.funokagakukan.or.jp>

印刷：株式会社プレシース